

定例会質疑—日本共産党・谷川まゆみ議員が一般質問

「戦争法案」の速やかな廃案を 自衛官適齢者名簿の提供はやめよ



日本共産党の谷川まゆみ議員は昨年6月12日、姫路市議会平成25年第2回定例会の一般質問にたち、①「戦争法案」の速やかな廃案を、②国民皆保険制度について、③姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画の推進について、④サイクル&バスライド用駐輪場の整備推進について、⑤議案第79号姫路市事務分掌条例の一部を改正する条例についての5項目について石見市長等の見解をたえました。質問の要旨をご紹介します。

「戦争法案」について、市長として、また一般財団法人太平洋戦争全国空爆犠牲者慰霊協会代表理事としての見解を

〔石見市長答弁〕昭和32年に「平和都市宣言」、昭和60年に「非核都市平和宣言」、平成2年には7月22日を「平和の日」と定め平和行政に取り組んでいる。平成21年には平和首長会議に加盟した。太平洋戦争全国空爆慰霊塔は昭和31年に全国113の被災都

本人の同意、保護者の承諾無しに 自衛官適齢者4情報を今年度大卒5千4百2人分、高卒5千4百1人分を自衛隊に提供

〔貞廣市民局長答弁〕名簿の提供は法定受託事務であり根拠は地方自治法や自衛隊法で定められている。国に対し提供を拒むことはできない。平成25年5月に自衛隊兵庫地方協力本部長と市長との間で協定を結び大卒及び高卒相当年齢者の氏名、住所、性別、生年月日の4情報を提供している。平成25年度分は大卒・5406人、高卒・5647人、平成26年度分が大卒・5507人、高卒・5720人、平成27年度分

国保証窓口とめおきが3132世帯 短期証・資格証あわせて4833世帯に正規の国保証 が交付されず

- (1) 払える国民健康保険料に、国民皆保険制度の趣旨について保険料滞納者の多い要因について、及び強権的な差し押さえはやめよ
- (2) 子ども医療費無料化による自治体へのペナルティーは廃止せよ
- (3) 平成25年度一般療養費国庫負担金の減額、本年度の一般療養費国庫負担金減額の概算はいくらか。ペナルティー廃止の声を国へ届けよ。

〔貞廣市民局長答弁〕保険料未納者とは可能な限り接触を図り、納付相談に応じている。緊急な場合は短期証を発行している。未納は構造的要因による。

平成25年度における子ども医療無料化によるペナルティーである一般療養費国庫負担減額金額は約2100万円、本年度見込みは約6100万円。

自衛官適齢者名簿の情報提供について 平成25年5月以前はどうしていたのか

【貞廣局長答弁】住民基本台帳の閲覧だった。

【谷川議員】何故、紙と電子媒体の情報提供の協定を結んだのか。経過と理由について明らかにせよ

【貞廣局長答弁】自衛隊から協力依頼があったので協定を結んで事務手続きを決めた。

【谷川議員】答弁で情報提供は拒めないと言ったが国はあくまで「依頼」と言っているのではないか。防衛省は大臣名で各都道府県知事あてに「自衛官募集等の推進について（依頼、防臣第7044号平成25年5月23日付け）」には「依頼」とある。防衛省は自衛隊法97条と自衛隊法施行令120条に基づいて「依頼」と説明しているのに拒むことは可能

姫路市は自衛官適齢者名簿の「紙や電子媒体による情報の提供」は すべぐやめよ

【谷川議員】2003年4月に衆議院の個人情報保護に関する特別委員会で日本共産党の吉井衆院議員が石破防衛庁長官（当時）に自衛官の募集のための適齢者情報の収集についてその文書は「依頼ですよ」と聞いている。石破防衛庁長官は「依頼でございます。従いまして自治体の方からそういうことはできないとおっしゃるケースもございますので……」とある。当時の片山総務大臣も「自衛隊の募集の仕事は自衛隊法97条の法定受託事務で市町村の事務となっている。施行令120条の発動としてではなく防衛庁側は事実上の依頼を行っている。だから依頼に応じることは出す、依頼に応じたくないところは出さないという法律関係と思う」と大臣答弁している。それでも「自治体の裁量権の範疇ではなく」とされるのか明確な答弁を求めます。

ではないのか。2000年の地方分権一括法により地方公共団体の事務は法定受託事務になっている。法定受託事務は国の関与等については「最小限のものとし地方公共団体に自主性自律性に配慮したものでなければならぬ」と見直されている。自衛官適齢者名簿の提供は拒む、拒まないは別として自治体の裁量権の範疇にあるのではないか。

【貞廣局長答弁】自衛隊法施行令120条は市町村長に必要な資料の提出を求めることができるとしている。「求められれば拒めない」と解釈している。「依頼」と書いてあるが「求める」と解釈し「求められれば拒めない」と解釈している。

【貞廣局長答弁】「依頼」があって「正当な理由があるので拒む理由がない」と言うふうな事です。

【谷川議員】大臣が「裁量権があると言っているのに私は裁量権があると思っていない。姫路市は協定書にもとづいて適齢者名簿を紙と電子媒体によって提供しているが協定書のどこに「紙と電子媒体で提供してよい」と書いてあるのかしめしてください。

【貞廣局長答弁】「紙と電子媒体」で提供してはだめだとは言っていない

【谷川議員】「ダメ」と書いてないがよいとも書いていないのではないか。平成18年に個人情報条例が改正されているが「目的外利用または外部提供者の制限の規定の変更」で外部利用の適用範囲を広げているが個人の権利利益保護の観点から「原則として個人への通知が必要であることを明記し

公約実現めざしてがんばります



市会議員
谷川まゆみ



市会議員
森 ゆき子



市会議員
苦瓜かずしげ

た」とあるが個人への通知は行っているのか。

【貞廣局長答弁】姫路市個人情報保護条例施行規則第4条第2項で対象者が多いことも勘案して「公告」という形で適切に対応している。

【谷川議員】個人への通知をすることができない「やむを得ない理由」とは何か。

1万2方が多いとは思わない、国保や税金の通知はもっと多い。「やむをえない」とはどういうことか。多いとは思えない。自衛官適齢者名簿は法定受託事務であり提供するしかない、拒否できないという答弁は認識の間違いで自治体の裁量権はある。仮に裁量権を使えばよいと判断しても住民基本台帳法によって閲覧しかできないのではないのか。「紙」、電子媒体による情報の提供「はすべぐやめよ」です。

姫路市政や市議会、日本共産党へのご意見・ご要望を多数お寄せください